スマート税関構想2020の進捗状況等

令和3年11月5日関税・外国為替等審議会関税分科会財務省関税局

1. スマート税関構想2020の進捗

2. 税関を取り巻く環境変化への対応 (スマート税関構想2020からスマート税関の実現へ)

スマート税関構想2020の進捗

スマート税関構想**2020** (2020年6月公表)

税関行政を取り巻く今後の環境変化を見据え、AI等先端技術を活用し、業務の一層の高度化・効率化を進めるとともに、利用者への一層の利便向上を図り、20年後、30年後も国民の期待に応えられる「世界最先端の税関」を実現させる中長期ビジョン。 公表から1年が経った現在における主な進捗は次のとおり。

Solution (利便性の向上)

01 税関手続の一層のデジタル化

- ▼ 電子申告ゲートの増配備 7大空港へ計58台配備。
- ▶ 納税のキャッシュレス化
 - 2021年3月に関税法改正を行い、キャッシュレス決済による納税を可能に。
 - ・ 2021年7月からスマートフォン決済アプリによる納税に対応。
- ▶ 貿易関係事業者等に係る税関手続のデジタル化 減免税関係手続や知的財産関係手続など、書面の提出が必要であった一部の手続 をデジタル化。

02 相談対応の利便性の更なる向上

- ▶ 税関ホームページのリニューアル
 - 利用者にとって見やすく、必要な情報が容易に検索・入手できるようホームページのコンテンツや機能等を改善。2021年 9 月リニューアルオープン。
- ▶ 税関チャットボット
 - 税関相談において日時にとらわれない相談チャネルとして、自動応答プログラム (いわゆるチャットボット)を活用。2021年2月リリース。
- ► EPA利用者支援

日英EPA及びRCEPの説明会を実施。輸出入者における原産地証明の自己申告を適切に行うための支援として、原産地手続を解説した動画をYoutubeの税関チャンネルで提供、動画の内容を基にしたリーフレットを作成し周知。





Multiple - Access (パートナーシップ強化)

01 関係機関・事業者との更なる連携

- 事業者・関係業界団体とのパートナーシップ強化
 - 関税局と関係業界との間で定期的な意見交換を実施。産業界の具体的なニーズ把握や、現行制度への 理解向上に寄与。
- > AEO制度の利用拡大に向けた取組の推進
 - AEO制度の運営方針に係る新通達に基づき運用を明確化(2021年7月)
 - カルネ申告に係る申告官署の弾力化、加工修繕貨物に係る減免税手続の簡素化(2021年4月)
- ▶ 事前電子情報の更なる入手に向けた働きかけ
- ▶ 先端技術を活用した情報収集の検討



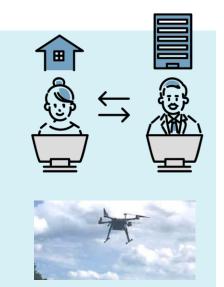
Resilience(しなやかで頼もしい税関へ)

- 01 災害等非常時に強いシステムの検討
 - ▶ 危機管理AIの活用検討

02

被災情報の迅速な収集を行うことで災害等非常時においても税関業務を継続すべく、危機管理AIによるリアルタイムな情報収集のトライアルを実施。

- ▶ <u>テレワーク環境の整備</u>
 柔軟な働き方のための環境整備として、テレワーク環境を充実。
- 海岸線等の監視取締りにおける先端技術の活用
- ➤ <u>ドローン活用可能性の検討</u> ドローンを試行検証し、海岸線や離島の監視取締りへの活用可能性を検討。



echnology & Talent (先端技術の活用と人材育成)

先端技術の積極的な導入·利活用

▶ ビッグデータ解析

01

02

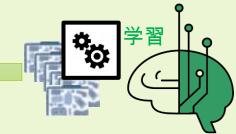
税関が保有するビッグデータ(輸出入実績等) をAIに学習させ、輸入事後調査の立入先選定業 務支援として活用を開始。また、輸出入通関の 審査・検査業務を支援するAIモデル等を開発中。



事後調査したほうがいいかもリスト 検査したほうがいいかもリスト 申告間違ってるかもリスト







AIによるX線画像審査支援

国際郵便物の検査について、X線画像から内容物の 識別を行うAIを開発。検査対象郵便物の自動選別を 行うため、AIの導入を準備中。

RPAの活用 ※RPA(Robotic Process Automation) データの入力や転載作業等、定型的かつ反 復性のある業務を100以上RPA化。





検討体制の整備及び人材の育成・確保

- ➤ 職員研修
 - データサイエンス分野に明るい人材を育成するため、全職員に対して研修を実施。
- ▶ 有識者との意見交換

1. スマート税関構想2020の進捗

2.税関を取り巻く環境変化への対応 (スマート税関構想2020からスマート税関の実現へ)

スマート税関構想2020で想定する 環境変化

1. モノの流れ

- ① 越境電子商取引の拡大
- ② EPAの締結及びFTA比率の拡大
- ③ 船舶の大型化及び海上輸送網の構築

2. ヒトの流れ

- ① 訪日外国人旅行者数の増加
- ② 日本人の海外旅行者数の増加

3. カネの流れ

- ① 暗号資産の出現
- ② キャッシュレス化の推進

4. 社会構造の変化/災害リスク等

- ① 総人口及び労働力人口の変化
- ② 働き方改革
- ③ 災害リスク等への備え

5. 先端技術の進展

- ① AI等先端技術の活用
- ② 5 Gのサービス開始
- ③ 貿易分野への分散台帳技術の活用

6. 国際治安情勢の変化

- ① 継続する国際テロの脅威
- ② 北朝鮮による密輸の巧妙化
- ③ 国際犯罪組織の活発化及び犯罪の 巧妙化

新たな環境変化

- 新型コロナウイルス感染拡大とポストコロナへの対応
- 非接触、リモート、分散の必要性
- ヒトの移動の再開後における観光立国への更なる貢献
- サプライチェーンの変化の加速
- 越境電子商取引 (EC) の拡大による輸入小口急送貨物の加速度的な急増
 - ・ ECプラットフォーム事業者の提供するサービスの利用拡大
- 経済連携協定の更なる拡大
- デジタル化の加速
 - デジタル庁の設置
 - 民間事業者におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)の加速
 - 貿易関係書類の電子化に向けた取組
- 新たなニーズの出現
 - 経済安全保障上の脅威の高まり
 - 民間事業者のビジネス形態に応じた保税地域の活用
 - 輸出物品販売場制度の電子化による利用実態の可視化

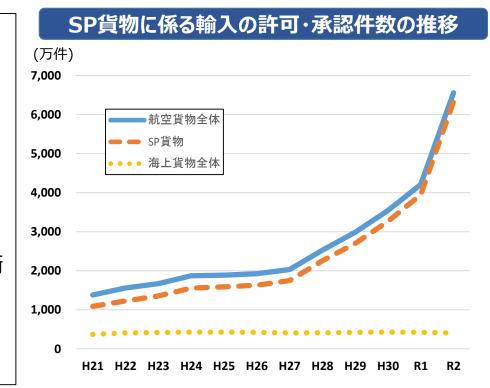
など

税関を取り巻く新たな環境変化も踏まえ、スマート税関を実現するために、制度改正を含め、時間軸をもって所要の対応について検討する必要

新たな環境変化:サプライチェーンの変化の加速

越境電子商取引(EC)の拡大による輸入小口急送貨物の加速度的な急増

- 電子商取引の拡大に伴い、輸入貨物の小口化が 進展し、ECプラットフォーム事業者の提供するサービス を介したSP貨物が急増している状況。
- 税関職員の数が限られている中、不正薬物の密輸防止に加え、テロ対策の観点からも、SP貨物の取締りの強化が必要。
 - ✓ 大量の小口貨物に対する取締りを効果的・効率的 に実施するため、事前情報の活用を継続。
 - ✓ 限られたマンパワーを有効に活用するため、先端技術 の活用を含め通関事務の更なる効率化等を推進。
- (参考) SP貨物:輸出者(荷送人)の戸口から輸入者(荷受人)の 戸口までの一貫輸送を基本とする貨物であり、国際エクスプレス貨物・ 国際宅配便といわれている小口急送貨物をいう。

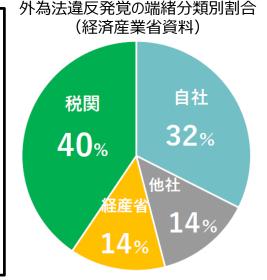




経済安全保障上の脅威の高まり

- 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出規制に該当する貨物については、輸出を 許可するにあたり、経済産業大臣の輸出承認等の証明がなされているかを確認。
- 輸出規制に該当しない貨物として申告された場合であっても、輸出申告の内容や経済産業省からの情報提供等に基づき、輸出規制の該否について厳格な審査及び必要な貨物確認を行うとともに、輸出申告の適正性を確認するための輸出者に対する事後調査を実施。
- 加えて、技術の流出や軍事転用の虞のある製品等の流出に繋がる不正輸出を 防止するための情報収集・分析を実施。

(注)2020年の輸出許可件数は、2千万件超(前年比10%超)



税関の事後調査を端緒に発覚した事案が最多の40%



- 〇 昨今、経済安全保障上の脅威への対処が、政府全体として、重要な政策課題となっている。
- ▶ 経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)
 - 経済安全保障の取組を関係府省庁が一層連携して実施していく観点から、推進体制を整備するとともに、関係府省庁 における体制を強化
 - インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析・集約・共有等に必要な体制を整備
- ➢ 総理所信表明演説(令和3年10月8日)
 「新たに設けた担当大臣の下、戦略物資の確保や技術流出の防止に向けた取組を進め、自律的な経済構造を実現します。」
- 政府全体の方針を踏まえ、関税局・税関としても、情報収集の強化等の取組みを進める必要。

輸出物品販売場制度の電子化による利用実態の可視化

○ 輸出物品販売場制度とは、消費税法に基づく制度であり、外国人旅行者などの非居住者(以下「外国人旅行者」という。)が、輸出物品販売場(いわゆる免税店)で、通常生活の用に供する物品を輸出する(外国に持ち出す)ために購入する場合に、一定の手続に基づき、消費税が免除される制度

(参考) 免税販売の対象者・対象物品等

- ・非居住者が輸出するために購入する通常生活の用に供する物品
- ・非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は免税販売の対象外
- 外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の効率化等を図る観点から、免税販売手続(購入記録票の作成等)を電子化【2020年4月より実施⇒2021年10月完全電子化】
- 税関においては、外国人旅行者の出国時に「免税購入品」と「購入記録情報」との対査確認を実施

利用実態の可視化

- 購入記録情報を活用し、外国人旅行者の出国時における税関の対査確認において、不審事案(免税購入品を所持して おらず、別送した又は購入していないと主張する等)を確認
- 完全電子化により、制度の利用実態等が一層可視化されることとなり、更なる不正事案を確認・把握する可能性

不正事案への対応

- 不正事案を把握・蓄積し、不正手口等の分析や調査等を行い、輸出物品販売場制度の適正執行に向け対応策を講じて いく必要
- 税関と国税当局が緊密に連携し、免税販売管理システム(国税庁のシステム)を活用しつつ、輸出物品販売場制度の適 正執行の方策について検討

